

ゴミの焼却や野焼きの拡大による火災に注意！！

屋外でのごみの焼却行為は禁止されています。



剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のゴミステーションに出すなど、適正に処理してください。なお、どんど焼き等の地域の行事や害虫駆除のための畦畔焼きなどは、例外的に焼却が認められていますが、その場合でも、むやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないように配慮を行うとともに、次のことを厳守してください。

その場を離れない

焼却行為をする場合には、必ず監視を継続し、やむを得ずその場を離れる場合は、一旦消火する。

消火用の水バケツを用意する

燃え広がってしまったとき、または緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して消火ができる準備をする。



天候により中止する

強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは、中止する。火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので、注意が必要です。



設置していますか！！

住宅用火災警報器が命を守っています。

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上が経過しています。すべての寝室と階段【寝室が2階以上にある場合】に必ず設置してください。

電池切れでいざ！という時に鳴らないことがあります！

定期的な作動確認をしてください！古くなったら交換しましょう。

嶺北消防組合での設置率は？

管内平均 93.0%

(全国平均 84.0%)

- ※ 管内平均は、(令和4年6月時点)
- ※ 設置率とは設置が義務付けされている場所に1箇所以上設置されている住戸の割合となります。

もし！火事の時、鳴らなかったら・・・

就寝中、使用していた電気ストーブに、掛布団が接触し、火災となりました。女性は住宅用火災警報器の鳴動で目が覚め、煙が上がっているを確認。その後、電気ストーブのプラグをコンセントから抜き、窓を開けて排煙をした後に、119番通報しました。

仏壇の灯明に火をつけたまま外出したため、灯明台に着火し、火災となりました。隣人が住宅用火災警報器の鳴動音が聞こえてきたため、119番通報、その後、隣人は火元部屋を確認し、窓から室内に入り、初期消火を行いました。